

(仮称) 當麻複合施設管理・運営基本方針

令和 5 (2023) 年 10 月

葛 城 市

第1章 策定にあたって

1 策定の背景

我が国は、急速な少子高齢化の進行から、平成 20（2008）年をピークに人口減少に転じるとともに、人口構造が変化してきています。また、働き方の多様化、家族形態の変化、情報化社会の進展、価値観の多様化等、あらゆる世代を取り巻く生活環境が大きく変化しており、人や地域のつながりにも変化が生じています。

本市においても、人口の微増傾向は継続しているものの、今後、更なる高齢化の進行や人口構造の変化が見込まれており、激しく変化する社会状況に適切な対応を図っていく必要があります。

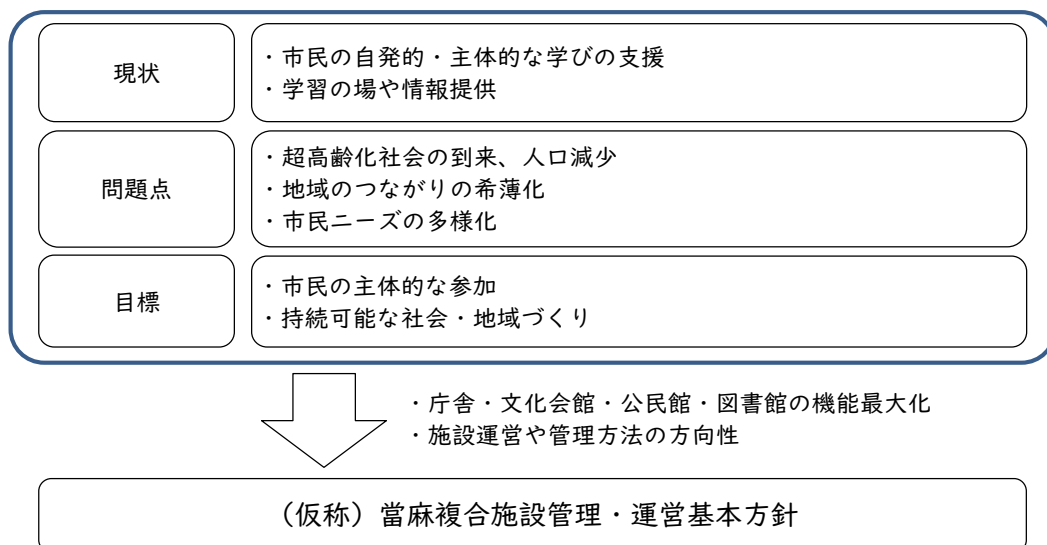
また、公共施設を取り巻く社会環境も同様に変化しており、その多くを経済成長期に整備してきた本市においても、今後、改修や更新のタイミングが一定時期に集中し、急務となる長寿命化の推進には多大な財政負担を伴うことが予想されています。

以上のことから、公共施設の管理・運営については、時代の変化や新たなニーズに応える柔軟な施設運営に加え、公共施設マネジメントの観点で踏まえた計画的・効果的な施設管理が必要となっています。

2 策定の目的

旧當麻庁舎及び周辺施設においては、施設ごとに市民の生活を支援する情報や市民活動の場の提供等に取り組んできましたが、超高齢社会の到来や人口減少、地域のつながりの希薄化、市民ニーズの多様化等、社会状況が変化する中、市民の主体的な参加による持続可能な社会づくりや地域づくりに向けて、これまで以上に広く役割を果たしていくことが期待されています。

本方針は、（仮称）當麻複合施設を整備するに当たり、内包される庁舎・文化会館・公民館・図書館の各機能が、市内及び周辺地域の中で効果を最大限に発揮し続けることができるよう、施設運営や施設管理の方向性を示すことを目的としています。



3 施設の取組の概況

(1) 庁舎

本市では、「葛城市役所新庄庁舎」及び「葛城市役所當麻庁舎」の2つの庁舎に、市民生活に密接に関わる市役所窓口を配置し、行政サービスを提供しています。

旧當麻庁舎は、昭和43(1968)年に建築以来、當麻町及び葛城市の庁舎として54年間行政サービスを提供してきましたが、耐震診断の結果「地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、又は崩壊する可能性が高い」と判断されました。

旧當麻庁舎の解体に当たっては、當麻エリアの住民サービスを維持するため、ICTの活用を取り入れた総合窓口課を創設。総合窓口課並びにこども未来創造部及び教育委員会を旧當麻分庁舎へ移転し、他の部署については新庄庁舎に移転しました。

令和4(2022)年1月より、旧當麻分庁舎は新たな當麻庁舎として運営を開始し、業務を継続しています。

(2) 文化会館・公民館

本市では、「當麻文化会館」、「當麻公民館」、「新庄文化会館」及び「中央公民館」の4つの館を設置するとともに、地域に密着した施設として3つの地区館及び25の分館、ならびに21の地域コミュニティセンターを設置し、施設提供事業や社会教育振興事業の実施を通じ、市民の自発的・主体的な活動を支援しています。

また、身近な学びの場として、市民が集い、つながる、地域に根差した文化会館・公民館を目指すとともに、タイムリーな話題や市民ニーズに対応した事業企画により、市民の学習意欲を高める事業展開を図り、講座の開催等を通じた学びの場を創出しながら、地域における社会教育を振興する取組を推進しています。

(なお、葛城市公民館条例(平成16年10月1日条例第70号)では、當麻公民館の所在が當麻図書館と同所に位置しております。)

(3) 図書館

図書館は、「當麻図書館」及び「新庄図書館」の2つの館を設置するとともに、市内4カ所に返却用ブックポストを設置、またICT（情報通信技術）等を活用した電子図書サービスを展開しています。

また、地域の「知と情報の拠点」を目指し、市民の生涯学習を支える取組をはじめ、仕事や生活に役立つ情報を提供するとともに、児童・生徒の読書支援の受け皿として学校との連携にも努めています。

更に、図書館職員の専門的能力と資質の向上に努めるとともに、ボランティアとの協働による取り組みも行っています。

4 生涯学習社会の実現と社会教育の推進 ～国の動向～

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

令和3（2021）年9月にデジタル庁が発足し、令和5（2023）年9月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「デジタル技術の活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現を目標に掲げ、これからの日本が目指すデジタル社会の姿と、それを実現するために必要な考え方や取組について記載しています。

(2) 「生涯学習の理念」に基づく生涯学習社会の実現

「生涯学習」とは、一般的には人々が生涯の中で、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味等のさまざまな機会において行うあらゆる学習という意味で用いられています。

(3) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進（第3期教育振興基本計画）

平成30（2018）年に閣議決定された「第3期教育振興基本計画」では、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」や「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」等を政策の目標に掲げ、生涯を通じ学び、活躍できる環境を整えることを基本的な方針として位置づけています。

(4) 今後の社会教育の振興方策（平成30（2018）年12月中央教育審議会答申）

平成30（2018）年12月に中央教育審議会の答申においては、生涯学習社会の実現に向けて、社会教育が中核的な役割を果たすべきものであり、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、地域の持続的発展を支える取り組みに資することがより一層期待されています。

(5) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

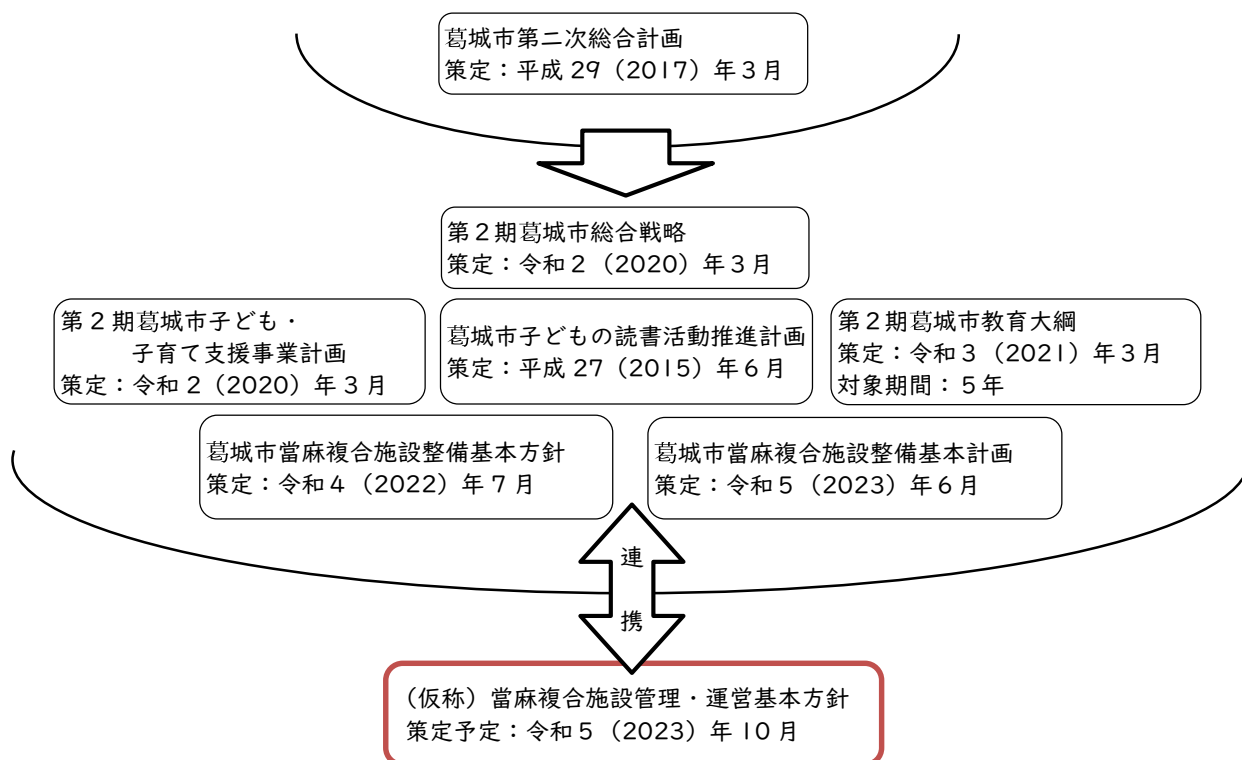
家庭教育は、保護者が第一義的責任を有するものである一方、子育てや家庭を取り巻く環境の多様化から、子育てに不安や孤立を感じる家庭や子どもの社会性や自立心、基本的生活習慣の育成に課題を抱える家庭も多く、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められています。

5 本市の主な関連施策

- (1) 「葛城市當麻複合施設整備基本方針・基本計画」
- (2) 「第二期葛城市教育大綱」
- (3) 「葛城市子どもの読書活動推進計画」
- (4) 「第2期葛城市子ども・子育て支援事業計画」

6 「(仮称) 當麻複合施設管理・運営基本方針」の位置づけ

「(仮称) 當麻複合施設管理・運営基本方針」については、「葛城市総合計画」や「葛城市総合戦略」に基づき、関連施策に位置づけた施策を推進するとともに、他の関連分野の施策とも連携しながら、その取り組みを進めていくこととします。



第2章 （仮称）當麻複合施設のあり方

Ⅰ （仮称）當麻複合施設の未来に向けた展開

【 学びと活動の循環の推進 】

庁舎では、1つの窓口で多くの手続きが可能となった総合窓口を軸に、新庄庁舎と當麻庁舎の2庁舎による行政サービスを継続していきます。

また、文化会館・公民館・図書館では、市民の自発的な学びを通じた成長を支える社会教育施設として、新たな学びや活動への動機づけを図りながら、地域に暮らすさまざまな人々の交流等を促進するとともに、より主体的な学びや活動につながる取り組みを推進していきます。

市民の暮らしの向上と地域社会の持続可能なしくみづくりに向け、（仮称）當麻複合施設においては、「居場所づくり」、「出会いづくり」、「地域づくり」という理念を掲げ、未来に向けた総合的な生涯学習施策を展開し、学びと活動の循環を推進します。

居場所づくり

ゆとりのある人生や暮らしの中で幸福感を得るため、自発的・主体的な学びのきっかけづくりや、学んだ成果が人の役に立っているという実感が持てるような、やりがい・生きがいとなる学びの好循環につながる居場所づくりを進めます。



出会いづくり

学びや活動を通じてさまざまな主体が「出会い」、相互作用による新たな価値観を「発見」することで、ともに地域の課題を乗り越え、解決に導いていけるものとするため、さまざまな人が触れ合う出会いの場づくりを進めます。

地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、地域に関する理解や愛着を深める学習機会を創出することで、持続可能な地域づくりを進めます。

2 (仮称) 當麻複合施設に求められる新たな役割

【 出会いや発見を共有する場の創出 】

インターネット上での人のつながりに象徴されるように、「出会いや発見」に対する公共施設の役割は時代と共に変化しています。

しかし、新型コロナウイルスに伴う行動制限等を経験し、人と人との対面の大切さや、日頃あまり意識していなかった「出会いや体験」が生活をより魅力的にしていることを実感する機会となりました。

このような時代であるからこそ、(仮称) 當麻複合施設には、あらゆる年代の人が自然に集まるような「出会いや発見を共有する場の創出」を担う機能が新たに求められると考えています。

3 「葛城市當麻複合施設整備基本計画」における設計からの検討

「葛城市當麻複合施設整備基本計画」第4章では、「複合施設整備に係る市民アンケート」及び「當麻複合施設整備基本計画ワークショップ2022」等を通して得られた市民意見を踏まえ、設計が目指す施設のイメージ像・整備方針について整理しています。
(資料編Ⅰ参照)

第3章 （仮称）當麻複合施設の管理・運営の方向性

Ⅰ （仮称）當麻複合施設における「庁舎」運営の考え方

（1）基本的な考え方（基本理念）

【行政サービスの継続性確保】

當麻庁舎では、総合窓口の導入により、1つの窓口で多くの手続きが可能となったことで、複数の手続きに対する市民の手間や対応時間を削減することができました。

（仮称）當麻複合施設における庁舎においても、労働人口の減少や働き方改革に対応し、行政サービスの継続性を確保していくことを目指し、手続きのさらなるICT化等、窓口業務の効率化をより推進します。

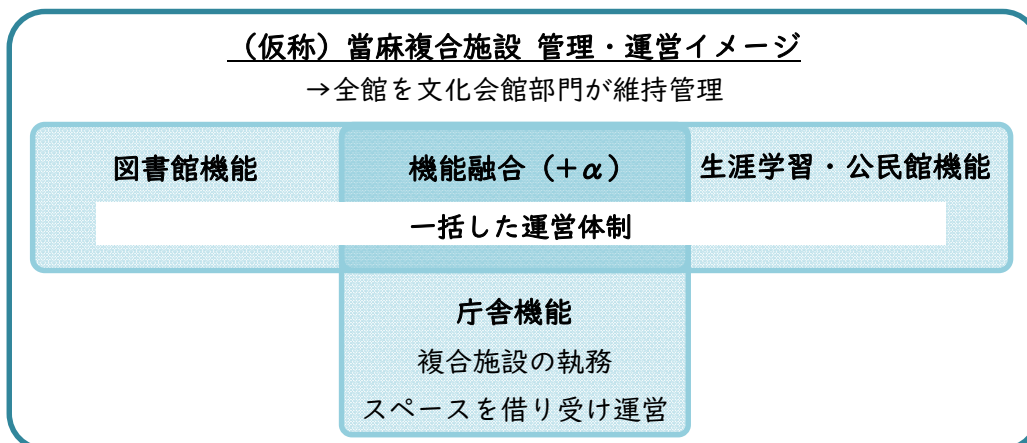
また、ゼロカーボンシティ宣言（令和3（2021）年12月）に則った地球環境への配慮に加え、防災・BCP対策等の安全・安心に向けた業務継続性の確保について検討します。

（2）新たに加える基本的な考え方（基本理念+α）

【複合化を活かした能動的なサービスの展開】

庁舎は、地域の生活を支える行政機能として、文化施設とは独立したサービスを展開しています。（仮称）當麻複合施設においては、維持管理業務を含めた施設の管理・運営を文化施設側の管理者が担い、庁舎側の管理者が執務スペースを借り受ける形式での運用を想定しています。

ただし、複合化で同居するメリットを最大限に活かした、例えば、文化施設と子育て支援に関する窓口との連携強化や、窓口の協力体制による証明書発行可能日時の延長、窓口を訪れた人が図書・生涯学習の要素に自然と触れられる工夫等、能動的なサービスの展開に向けて取り組むことが重要だと考えています。



2 (仮称) 當麻複合施設における「當麻文化会館」運営の考え方

(1) 基本的な考え方 (基本理念)

【利用しやすく、活動しやすい生涯学習の拠点】

(仮称) 當麻複合施設における當麻文化会館では、地域における「生涯学習の拠点」として、利用しやすく、活動しやすい、魅力的な場にするとともに、同種施設をはじめ、さまざまな関係部署と横断的に連携し、地域の多様な主体とも協働・連携しながら、あらゆる世代への学びの機会を提供していきます。

(2) 新たに加える基本的な考え方 (基本理念+α)

【柔軟性を持つ開かれた場を通した、学びや活動の共有】

近年、テレビゲームやアニメが文化と呼ばれるようになる等、生涯学習活動の多様化は時々刻々と進化を続けています。また、従来から人気のある陶芸、料理といった分野についても、日本の伝統技術が世界的な評価を得ていることに加え、伝統を新解釈した若い世代の活躍にも目覚ましいものがあります。

(仮称) 當麻複合施設における當麻文化会館では、これまで継続されてきた地域の財産とも言える生涯学習活動を、「地域の中で共有できる場」とすると共に、これまでの学びや活動の成果や蓄積を、「地域や新たな利用者に向けて発信できる環境」を整えることで、互いの良い刺激が新たな活動へとつながり、地域の活動を伝える担い手としての活躍が、住み慣れた地域をもっと住みやすくするような好循環を生むよう、新たな支援を意図した施設運営を推進します。

そのためには、市民アンケートや市民ワークショップにおいて、自由度の高いオープンな空間で、多目的に活動する場により、効率的に運営することが求められているように、現在ならびに将来の活動ニーズに合わせ、時代と共に変化する「柔軟性を持つ開かれた場」として運営すること、同時に、オープンな場を子どもたちや若い世代が気軽に共有でき、生涯学習活動に「参加するきっかけ」として活かすことが重要だと考えています。

【取組の展開】

- ア 施設の柔軟な利用に向けた取り組みの推進
- イ あらゆる世代に開かれた取り組みの推進
- ウ 身近な場所での学び場づくりの推進
- エ まちの資源を活かした取り組みの推進
- オ ICTを活用した新たな事業・取り組みの推進
- カ 地域人材の活用に向けた取り組みの推進
- キ 地域団体の育成や交流に向けた取り組みの推進
- ク 協働・連携に向けた取り組みの推進

3 (仮称) 當麻複合施設における「當麻図書館」運営の考え方

(1) 基本的な考え方 (基本理念)

【市民の身近な課題解決を支援する知と情報の拠点】

(仮称) 當麻複合施設における當麻図書館では、市民の身近な課題解決を支援するため、地域の中で頼れる「知と情報の拠点」になるよう、地域資料も含めた多様な図書・資料等を収集し、ICT等も積極的に活用しながら、市民生活の質の向上や地域の課題の発見・解決に役立つ情報提供や、新たな学びのきっかけにつながる取り組みを進めます。

(2) 新たに加える基本的な考え方 (基本理念+α)

【本の差し出し方や心地よい滞在の工夫を通した本との出会いの場】

近年、インターネットやスマートフォンの普及により、子どもたちの活字離れが深刻化しています。また、膨大な情報の中から必要な情報を自ら収集し、正しい情報を選択するという、課題発見・解決能力の低下についても懸念されているところ

です。

(仮称) 當麻複合施設では、未来を担う子どもたちに向け、「本の差し出し方」を工夫することにより、「誰もが本を手に取りたいくなる仕掛けや本との出会いの場」を設けることに重点を置くべきだと考えています。

本市は人口比で全国上位の蔵書を有していますが、(仮称) 當麻複合施設では、本がより手にとりやすくなるよう、今までよりもゆとりのある配架とする計画をしています。開架冊数に制約がある中でも本市の財産がより有意義に活用できるよう、本の新陳代謝を高め、本との出会いによって未来を切り開く力をつける仕組みづくりを推進します。

そのためには、今までの図書館利用者に加え、今まで図書館を利用したことのない方も、ワクワクするような好奇心を刺激する本と出会えるよう、読み手の気持ちに寄り添った本の差し出し方が必要と考えます。

同時に、市民アンケートや市民ワークショップ等では、手にした本と自由に過ごすための「心地よく滞在する場」の整備が求められています。これには施設全体として気軽に心地よく滞在ができ、時には集中して本と向き合える環境を整える必要があります。

本との出会いが、新たな発見や学習活動、地域活動へとつながり、学びの成果が地域での生活をより豊かにしていくような好循環を生み出すよう、本との出会いを支える施設運営を推進します。

【 取組の展開 】

- ア 新規利用促進のための取り組みの推進
- イ 本の展示と連携した支援や交流の場づくりの推進
- ウ 館内での過ごし方の多様なニーズに応えるサービスの充実
- エ 他施設(複合施設内含む)との相互連携による取り組みの推進
- オ ICT活用による事業・取り組みの充実
- カ ボランティアの育成・支援の取り組みの推進
- キ 多様な主体との連携や地域資源を活かした読書普及活動の推進
- ク 他機関等との相互連携による相談支援・交流の取り組みの推進

4 今後の(仮称) 當麻複合施設の管理・運営が目指す方向性

(1) 「葛城市當麻複合施設整備基本計画」による整理

「葛城市當麻複合施設整備基本計画」第6章では、(仮称) 當麻複合施設の運営・管理の考え方について整理しています。(資料編2参照)

(2) (仮称) 當麻複合施設における管理・運営手法の検討

(仮称) 當麻複合施設における當麻文化会館及び當麻図書館の管理・運営にあたっては、複合施設ならではの施設形態や諸室の配置、設備の違い等に応じ、それぞれの空間・機能を誰もが気軽に使いやすく、また設備は長期的に安定した利用を継続できるよう、適切な維持管理を実施するとともに、求められる多様なニーズへの柔軟な対応等が可能となるような、この施設に見合った効率的・効果的な管理・運営手法の選択について検討が必要です。

(3) 庁内横断体制による検討の取組

本市では、公共施設マネジメントの推進に関して、各種公共施設マネジメントの推進体制を構築し、取組の実効性を高めるため、「葛城市公共施設マネジメント推進本部会議設置要綱(平成27年葛城市訓令甲第10号)」に定める「葛城市公共施設マネジメント推進本部会議」の下部組織として、「葛城市公共施設マネジメント推進ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)」を設置しています。

「(仮称) 當麻複合施設の管理・運営」については、関係職員の参加するワーキンググループにより庁内横断的な体制を組織し、これまでの検討の経緯や市民意見聴取の成果を共有した上で、本章第2項第2号及び第3項第2号の【取組の展開】の各項目について、令和5年6月より6回に渡り協議を進めてきました。

検討体制は今後も継続しますが、現状の関係職員視点から、望まれる管理・運営の姿と今後の課題に関し、テーマ別にまとめを示します。

共通テーマ：「場所」を「居場所」にするために

（1度に1000人の人が押し寄せるのではなく、10人の人が気軽に100回訪れ、常に人が居る場所をつくるには、どのような運営が望まれるのか）

テーマ①「新しい空間について」

まとめ「誰もが「利用できる」から「利用したくなる」空間を創出すること」

【具体例】

気候や天候に左右されない屋内公園の設置→子どもの遊び場となる管理が容易な遊具の設置/子どもの見守りなど防犯面に配慮したスペースの確保/緑や水など自然を取り入れたリラックスできる空間の創出/軽食や飲料の販売及び飲食場所の提供により滞在を促す居場所づくり(カフェが望ましいが必ずしもカフェである必要はないかもしれない)/子どもの成長過程において、想像力や好奇心をかきたてるような教室の開講(実験・お金の勉強・料理等)

複合化による機能の融合→図書館の雑誌や新聞をブラウジングコーナーとして設置し、図書館と共用スペースの融合を図る/パブリックビューイングやゲーム大会等、画面が共有できる設備の導入

【必要な検証や課題】

維持管理の所在の明確化/民間事業者の参入可能性について事前調査が必要/継続的な教室・講座の運営委託を検討



※1

テーマ②「本と各機能の融合・連携について」

まとめ「本が傍らにあり、気軽に手に取れる雰囲気であること」

【具体例】

本の配置→活動に合わせた関連本の設置/図書館スペース以外への本の設置/庁舎・生涯学習に合わせた本の選書

本を手に取る場所→カフェのような、ゆったりと本を手に取れるようなスペース/電子書籍等の新しい媒体/持ち歩き後の本の返却棚の設置/飲み物を片手に、話しながら、気軽に本を手に取れる場所(飲食や会話を控えるべき場所も同時に確保)

【必要な検証や課題】

本の取り扱いについてのルール/選書/展示方法/各部署間で情報を共有し、連携をとる方法

テーマ③「開架図書の整え方について」

まとめ「利用者が本を手に取りやすい配架にすること」

【具体例】

書店のような読み手の興味を惹く本棚の作り方や本の見せ方/本棚に表紙陳列やブックレビューといったゆとりのある配置方法を採用/開架書架だけでなく閉架書架についても直接本に触れることのできる空間を工夫/従来とは異なり、空間を楽しむことをコンセプトに運営/音を出せる場所と静かな場所のゾーニングやグラデーションに配慮し、全世代が集える図書館に

【必要な検証や課題】

貸し出し前の本について、汚破損や紛失等の責任分担の検討/本が手に取りやすい、探しやすい配置方法について、市民へのアンケート調査を実施したい/除籍のルールづくりが必要/選書や本を魅力的に見せる方法について、アドバイザー業務等の検討



テーマ④「開館日時について」

まとめ「(延長だけでなく)ニーズに合わせた運営日時へ変更すること」

【具体例】

開館時間→図書館の開館時間を現状の9:00～17:00から9:00～19:00 or 20:00 程度に延長/文化会館の開館時間を図書館と合わせて現状の22:00から時間短縮を検討/庁舎機能は現状の8:30～17:15を維持/中学生の下校時刻に配慮した開館時間の検討/夏休みなどの利用の多い時期に、開館時間を延長

その他→休館日は現状より少なく/休館日を明確に/庁舎の休日は、案内窓口の連携とマルチコピー機の設置による証明書発行が有効(庁舎の対応可能日時が増えると解釈できる)

【必要な検証や課題】

時間延長による費用面の検証/図書館、文化会館の休館日は、庁舎側の対応可否についての検討/新庄図書館、文化会館との事前調整/市民ニーズの把握が必要/開館時間の変更については、現在の利用団体との事前調整

テーマ⑤ 会議室等の共用スペースについて

まとめ「禁止事項が少なく、自由度の高い空間を創出すること」

〔具体例〕

子どもの見守りやクラブ活動の広報面から活動の見える化を実現/廊下など部屋以外の部分で、展示やマーケット等の活動が可能な拠点に/プリンタやWi-Fi、職員の新しい働き方改革に配慮したスペースなど、市民活動や施設運営を支える仕組みの充実

〔必要な検証や課題〕

物販のニーズがあるかの調査/自由に使うためには、防音やプライバシーの配慮が必要/目的の異なる活動(静と動)を現場で調整する役割が必要(部屋の予約変更等)



— 引用ウェブサイト —

1: 山形市 シェルターインクルーシブプレイスコパル「<https://www.visityamagata.jp/>」

5 事業推進に求められる人材 (直接的に行政サービスを提供する庁舎を除く)

(1) 求められる役割

ア 當麻文化会館

社会教育振興を担う専門職として、社会教育振興事業の企画・実施及び助言等を通して、地域における市民の学習活動を促進していく役割を担っています。

学習成果を地域課題解決やまちづくり等につなげていくこと、地域の多様な人材・資源等を効果的に結びつけ、地域の力を引き出すこと等が求められます。

イ 當麻図書館

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための専門職として、図書・資料の収集・保存・提供を基本とした、地域における市民の学習活動を支える役割が求められます。

(2) 必要な資質・能力

ア 當麻文化会館

幅広い視野で市民ニーズや地域の学習課題を把握し、イベント・講座を企画立案する能力やコミュニケーション能力、ファシリテーション能力、コーディネート能力等を高めていく必要があります。

イ 當麻図書館

地域や利用者等が求めるものを把握し、的確に情報を提供する能力が求められ、コミュニケーション能力や共感力、企画力、デザイン力、クリエイティビティ、コーディネート能力等を高めていく必要があります。

6 事業・サービスの提供手法 （直接的に行政サービスを提供する庁舎を除く）

現状の管理・運営における検証事項及び課題の抽出については、ワーキンググループによる検討に加え、担当者よりヒアリングを行っています。（資料編 3 参照）

これらの検証事項及び課題を踏まえ、事業推進に向けた計画的・組織的な体制の再構築については、現状の体制に不足している要素を含め、客観的な比較・検討が求められます。

(1) 今後の事業・サービスの充実に向けた検討

各施策の目的を達成するための事業やサービスを継続して実施するとともに、施設の利用をより一層促進する事業・サービスの充実が図れるよう、幅広い世代を対象とした、地域への愛着を生み出す事業計画、地域の課題解決につながるサービス計画、また、利用者目線に立った蔵書計画やシステム計画について検討することが必要です。

(2) 新たに加える事業・サービスの提供手法の検討

利用者や関係団体、地域等との協働・連携による、対話に基づいた柔軟な利用ルールの検討やスペースの有効活用、並びに民間活用等、サービス向上のための効率的・効果的な事業・サービス提供手法の検討が必要です。

第4章 (仮称) 當麻複合施設の管理・運営の考え方

本方針第3章第6項「事業・サービスの提供手法」を踏まえた、客観的な比較・検討にあたり、管理・運営方式を①直営(現状)、②業務委託の拡充、③指定管理者制度の3つの代表的なパターンに大別し、メリット・デメリットの整理及び導入効果の想定を行いました。

1 管理・運営方式の比較検討 (直接的に行政サービスを提供する庁舎を除く)

(1) 當麻文化会館における検討

①から③の3つの手法についてそれぞれの項目ごとに比較を行いました。

※ メリットを赤色・デメリットを青色で記載しています。

< 比較表(當麻文化会館) >

		①直営（職員＋会計年度職員） ＋一部業務委託（現状）	②業務委託の拡充	③指定管理者制度
公共性の担保		市職員の配置により、公共性の担保は確保される。また、庁内部局と連携がとりやすい。	管理業務については①と同様である。社会教育振興事業は、あくまで市が主導で企画等を担うため公共性の担保は確保される。	最終的な権限は市に残すものの、公共性を保つためのチェックを行う必要がある。また、庁内部局とは、市の担当部局を通しての調整が必要になる。
人 員 体 制	専門性	（管理業務） 会計年度職員で担当する部分が多くなっている。また、舞台装置関係の技術職の不足が課題となっており、一部の業務を臨時的に委託している。トラブル対応等は責任をもって市が行うことができる。	（管理業務） 委託化を拡充する余地は多い。	（管理業務） 館長等は、仕様書等により他都市で実績のある経験者の配置が可能になる。
		（社会教育振興事業） 市職員の知識の習得に努めているが、異動サイクルにより専門性確保が難しい場合がある。	（社会教育振興事業） 社会教育士等の有資格者の確保は難しい場合がある。	（社会教育振興事業） 仕様書等に示すことで専門性の高い人材の確保ができる。
	人員配置	（管理業務） ローテーション等で対応しているが、特に職員が休暇や夜間等不在の際は、突発的な事案への対応は難しい場合がある。	（管理業務） 人員不足への対応は可能になるが、館長業務やマネジメントを任せることはできないため、市職員の役割は変わらない。	（管理業務） 館長を含め指定管理者が行う。柔軟で弾力的な人員配置ができる。
		（社会教育振興事業） 人員が不足しているため、夜間等不在になることも多く、関わり方の積極性については課題がある。	（社会教育振興事業） 人員が不足している部分への対応が可能になるが、補助的な位置づけになる。	（社会教育振興事業） 人員が不足している部分への対応が可能になり、事業実施自体を任せることも可能になる。
	知識の継続	（管理業務） これまで市職員が培った経験や知識が内部の引継ぎにより継続活用できる。	（管理業務） 館長業務やマネジメントを任せることはできないため、市職員の役割は変わらない。	（管理業務） 館長業務等については他都市実績があったとしても、本市のやり方等を習得させるまでに時間が必要。

		(社会教育振興事業) これまで市職員が培った経験や知識が内部の引継ぎにより継続活用できる。	(社会教育振興事業) 企画立案は市職員が行うため、市職員の役割は変わらない。	(社会教育振興事業) これまで市職員が培ってきた経験や知識の継続に課題があり、市と一緒に研修や勉強会を行うことで知識の習得をする必要がある。
事業サービス	柔軟な利用時間 ※開館日開館時間延長	市職員の勤務形態によって、柔軟な勤務体制をとることが難しい場合がある。	人員を増やすことで対応できる部分もあるが、利用時間等については、市が決定するため①と同様である。	仕様書による要求または指定管理者からの提案によって、利用日時の延長等の対応も可能になる場合がある。
	貸館等 館内利用サービス	条例等規定に基づく横並びの公平なサービスが提供されている。	ルールは市が決定するため従来どおりだが、人員配置が増えることでケアできる範囲は広がる。	指定管理者に一定の裁量があり、指定管理者が持つノウハウや人的資源の有効活用により、サービスのバリエーション拡大が期待できる。
事業サービス	施設管理	市が担い、トラブル対応等は責任をもって市が行うことができる。清掃等維持管理については、委託業者への発注が必要となる。	①と同様である。 清掃等維持管理については、既に委託化が進んでおり、拡充する余地は少ない。	指定管理者の館長のもとで実施するため、対応が早く、一定の裁量をもって任せられる一方、市の責任の所在を明確にしておく必要がある。
	ホール運営	利用者調整、運用含め、ほぼ全て直営で実施している。	委託化を拡充する余地は多い。	指定管理者のもとで実施する。
	施設修繕等	保守点検や修繕は、委託で執行し、直営で管理を行っているが、技術職の視点がなく、劣化状況等の把握が課題となっている。	①と同様である。①の課題への対策として包括施設管理委託の検討を始めているが、導入に向けては課題が多い。	小修繕は指定管理者が即座に対応し、大きいものは協議により市が行う。仕様書による要求、又は指定管理者からの提案によって、技術者の視点を取り入れられる可能性が高い。
	社会教育振興事業	予算や要綱に基づく計画に則り実施している。	事業のチラシ作成やイベント時の人員配置等の人工として手伝ってもらうことができる。	必要な事業は市が指示しつつ、他都市等での実績を踏まえたノウハウ等を活用できる。
	自主事業			指定管理者に一定の裁量があり、他都市で効果の高かった講座や展示、イベント等、指定管理者が持つノウハウ等を活用できる。
	広報	市職員の創意工夫により広報を実施している。	チラシ作成等の作業について、作業を任せることができる。	手法やデザイン等、民間の強みを活かせる分野であり、ICT等の活用等、他都市で効果の高かった新たな取組の展開が期待できる。
市民参画		ボランティアや市民団体と将来的な視野を持って関係構築が可能である。	市職員が基本的な関係構築を図るため①と同様である。	ボランティアや市民団体とは、指定管理者も関係づくりを行うが、引続き市が関係性を維持する必要がある。
予算	予算の形態	単年度予算であるため、長期的な展望を立てにくい面がある。	①と同様である。	提案時に、指定管理期間全体の収支計画を提出させて、債務負担行為を設定し、複数年で予算を確保するため、長期的な視点で事業の組立てができる。
	収支バランス	行政目的を実施するための利用実績等の成果指標はあるが、収入確保やコスト削減により収支バランスを取るという指標はない。	①と同様である。	利用料金制を導入することにより、指定管理者が収入を増やす努力を行うとともに、指定の継続につなげるため、費用対効果を踏まえた効率的・効果的な運営を行う傾向にある。

(2) 當麻図書館における検討

①から③の3つの手法についてそれぞれの項目ごとに比較を行いました。

※ メリットを赤色・デメリットを青色で記載しています。

< 比較表(當麻図書館) >

		①直営(職員+会計年度職員) (現状)	②業務委託の拡充	③指定管理者制度
公共性の担保		市職員の配置により、 公共性の担保は確保される。また、庁内部局と連携がとりやすい。	あくまで市が企画等を担うため 公共性の担保は確保される。	最終的な権限は市に残すものの、 公共性を保つためのチェックを行う必要がある。また庁内部局とは、市の担当部局を通しての調整が必要になる。
人 員 体 制	専門性	市職員の資格取得等知識の習得に努めているが、 異動サイクルにより専門性の確保が難しい場合がある。	図書館司書等の有資格者の確保は難しい場合がある。	仕様書等に示すことで 専門性の高い人材の確保ができる。
	人員配置	ローテーション等で対応しているが、 特に土日等は、来館者が多く人員は少ないため事業実施が難しい場合がある。	人員不足への対応は可能になる が、館長業務やマネジメントを任せることはできないため、市職員の役割は変わらない。	館長を含め指定管理者が行う。 柔軟で弾力的な人員配置ができる。
	知識の継続	これまで 市職員が培った経験や知識が内部の引継ぎにより継続活用できる。	企画立案は市職員が行うため、市職員の役割は変わらない。	これまで 市職員が培ってきた経験や知識の継続に課題があり、市と一緒に研修や勉強会を行うことで知識の習得をする必要がある。
事 業 サ ー ビ ス	柔軟な 利用時間 ※開館日 開館時間 延長	市職員の勤務形態によって、 柔軟な勤務体制をとることが難しい場合がある。	人員を増やすことで対応できる部分もあるが、開館時間等については、市が決定するため ①と同様である。	仕様書による要求または指定管理者から、 利用時間の延長等の提案をされることが多く、対応できる可能性が高い。
	館内利用 サービス	条例等規定に基づく全館横並びの 公平なサービスが提供 されている。	ルールは市が決定するため従来どおりだが、人員配置が増えることでケアできる範囲は広がる。	指定管理者に一定の裁量があり、指定管理者が持つ ノウハウや人的資源の有効活用により、サービス向上が期待できる。
	施設 管理	市が担い、トラブル対応等は 責任をもって市が行うことができる。 清掃等維持管理については、委託業者への発注が必要となる。	①と同様である。 清掃等維持管理については、既に委託化が進んでおり、拡充する余地は少ない。	指定管理者の館長のもとで実施するため、 対応が早く、一定の裁量をもって任せられる一方、市の責任の所在を明確にしておく必要がある。
	施設 修繕等	保守点検や修繕は、委託で執行し、直営で管理を行っているが、 技術職の視点がなく、劣化状況等の把握が課題となっている。	①と同様である。 ①の課題への対策として 包括施設管理委託の検討を始めているが、導入に向けては課題が多い。	小修繕は指定管理者が 即座に対応 し、大きいものは協議により市が行う。仕様書による要求または指定管理者からの提案によって、 技術者の視点を取り入れられる可能性が高い。

	事業 イベント等	図書館ごとに企画・実施している。	事業のチラシ作成やイベント時の人員配置等の人工として手伝ってもらえることができる。	必要な事業は市が指示しつつ、 他都市等での実績を踏まえたノウハウを活用 できる。また、 課題に即応した柔軟な対応がしやすい面もある。
	自主事業			指定管理者から自主事業の提案をもらい、 他都市で効果の高かった取組や展示、イベント等、指定管理者が持つノウハウ等が活用 できる。
	広報	市職員の創意工夫により広報を実施している。	チラシ作成等の作業について、作業を任せることができる。	手法やデザイン等、 民間の強みを活かせる分野であり、ICT等の活用など他都市で効果の高かった新たな取組の展開が期待 できる。
	市民参画	ボランティアや市民団体と 将来的な視野を持って関係構築が可能 である。	市職員が基本的な関係構築を図るため、 ①と同様 である。	ボランティアや市民団体とは、指定管理者も関係づくりを行うが、引続き市が関係性を維持する必要がある。
予算	予算の 形態	単年度予算であるため、 長期的な展望を立てにくい面がある。	①と同様である。	提案時に、指定管理期間全体の収支計画を提出させて、債務負担行為を設定し、 複数年で予算を確保するため、長期的な視点で事業の組立てができる。
	収支 バランス	行政目的を実施するための利用実績等の成果指標はあるが、コスト削減等により 収支バランスを取るという指標はない。	①と同様である。	指定の継続につなげるため、 費用対効果を踏まえた効率的・効果的な運営を行う傾向 にある。

(3)管理・運営の導入を検討する際の判断指標

望ましい管理・運営の姿が、以下に該当する項目の多いほど、民間事業者等による管理運営の導入を検討するメリットが大きいと考えられます。

項 目	
①	民間事業者の知識とノウハウの活用により、利用ニーズにあった開館日時の拡大や提案型の運営企画等、サービス内容の充実が期待できる。
②	経営的な視点でコスト管理が図られる余地がある。
③	専門的な知識を持った人材の確保、若しくは連携による登用が可能となる。
④	利用の平等性、公平性（守秘義務の確保等を含む）について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。
⑤	同様、類似サービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、先行事例がある等、民間事業者による管理・運営が可能である。
⑥	使用料・利用料金、又はその他の収益的事業により、管理・運営に係る経費を補填することができる。

(4) 直営と民間活用手法(業務委託と指定管理者制度)の比較検討結果

(仮称) 當麻複合施設の管理・運営については、多様なニーズへの対応やサービスの充実が求められています。現状の直営による実施を想定した場合、第一に人的リソースの確保に課題があり、現在の限られた人的資源やノウハウでは、広がりのある事業・サービス展開に向けて、対応の難しさが拭えません。

一方、業務委託の拡充や指定管理者制度については、公共性の担保や、培ってきた知識の継続に配慮する必要があるものの、人員体制や、事業サービス面においてメリットがあると分析できます。

(5) 業務委託と指定管理者制度の比較検討結果

業務委託は、あくまで市の定めた仕様及び契約の範囲で業務を行うもので、業務ごとに発注を分ける必要があります。そのため、事業者のノウハウによる創意工夫を活用するという側面は少なくなり、市の想定・指示する範囲内で業務を行う体制となります。

一方、指定管理者制度は、館長を含めた人員配置や施設の維持管理など、文化会館・図書館の管理業務を受託者に包括的に一任できることから、受託者が市の求める要求水準書等に基づき、民間の創意工夫と柔軟な発想により運営ができる体制となり、多様なニーズへの対応やサービスの充実に対し、一定のメリットが発揮できると分析できます。

2 指定管理者制度導入による想定効果（直接的に行政サービスを提供する庁舎を除く）

(仮称) 當麻複合施設の管理・運営について具体的な取組みを推進していくにあたっては、指定管理者のノウハウ・マンパワーの活用によって、従来からの當麻文化会館・當麻図書館のサービスが底上げされるとともに、多様なニーズへの対応や未利用者へのアプローチを行い、

施設のより有効な活用と、利用満足度の向上を図ることができると分析できます。

また、民間事業者等のノウハウ・マンパワーの補完を受けた市職員は、コア業務となる生涯学習支援事業を地域のより様々な場所で展開することで、「居場所づくり」、「出会いづくり」、「地域づくり」を促し、地域の抱える課題に対する市民の地域活動・市民協働を活性化させる取組に注力することが可能となります。

(1) 當麻文化会館における指定管理者制度を導入した場合の想定効果

事業・サービス展開の方向性	想定効果
市民が集う 利用しやすい環境づくり ＜行きたくなる＞	空室やオープンスペースを活用した <u>施設利用の促進</u>
	他都市でのノウハウを踏まえた社会教育プログラムの充実
	未利用者層への訴求効果の高い自主事業の推進
	ICTを活用した <u>積極的な情報発信</u>
多様な市民ニーズに対応した 学びの支援 ＜まちを元気にする＞	地域の身近な場所での学びの場づくり
	図書館と連携した相乗効果による魅力ある取組の推進
	新しい生活様式に対応したICTを活用した学びの提供
協調・連携による地域づくり ＜地域づくりを育む＞	ボランティア等の育成、多様な主体との協働・連携による市民創発の取組

(2) 當麻図書館における指定管理者制度を導入した場合の想定効果

事業・サービス展開の方向性	想定効果
一人ひとりの市民が 使いやすいしくみづくり ＜行きたくなる＞	<u>利用時間の拡充</u> 検討等、市民が利用しやすい環境づくり
	様々な層へ向けた図書関連サービスの充実 (子ども、高齢者、外国人等多文化共生関連サービス)
	利用者の関心にあわせた <u>企画展示の充実</u>
	<u>図書館未利用者</u> を含めたあらゆる世代に向けた戦略的な情報発信
	<u>他自治体でのノウハウ</u> やボランティア等との連携に基づく自主事業の推進
多様なニーズに対応した読書支援 ＜まちを元気にする＞	ブックポスト等を活用したアウトリーチの展開
	読書アクセシビリティの向上に向けたICT等を活用した取組
地域や市民に役立つ図書館づくり ＜地域づくりを育む＞	地域との連携強化による地域に根差した図書館に向けた取組
	効率的・効果的なレファレンスの推進

(3) 指定管理者導入によるコストの想定効果

指定管理者制度は、地方自治法第 244 条の 2 に規定される公の施設の管理について、地方自治法の一部を改正する法律により 2003 年 9 月に導入されました。総務省自治行政局(2003 年)「地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)」によると、指

定管理者制度とは「地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度」であり、この制度の目的は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減を図ることである」と述べられています。

内閣府政策統括官（2008 年 12 月）「指定管理者制度の導入効果－施設の収支と収入にどの程度の効果があるのか－」によると、指定管理者制度の導入実態や導入前後の状況を踏まえた上で、指定管理者制度導入の効果が分析されており、施設の支出と収入について、費用関数と収入関数を推計し、指定管理者制度の効果を検証した結果、指定管理者制度の導入済みの施設について、制度導入による支出削減効果と増収効果があることが分かり、収入向上効果は、対導入直前支出割合では約 3.4%であると試算されています。

（仮称）當麻複合施設におけるコスト検討については、施設の複合化により大幅に業務内容が変更になることから、業務内容の確定までは単純なコスト比較が難しい段階ですが、民間事業者の経営的な指標により、費用対効果を踏まえた効率的・効果的な運営が見込まれることから、収支バランスを向上させる一定の効果が期待できると言えます。

3 今後の進め方について

検討における仮説

本市では現状、直営方式に加え一部の業務を委託とする民間活用を行っています。新しい複合施設における多様なニーズへの対応やサービスの充実に向けての体制の構築にあたっては、現在の限られた人的資源やノウハウでの対応に課題があり、また、業務委託の拡充についても、業務範囲や民間ノウハウの活用が限定的となるため、柔軟な対応に課題が残ります。

（仮称）當麻複合施設に求められる多様なニーズ・課題への対応に向けては、民間事業者の創意工夫や柔軟な発想、またノウハウ及びマンパワー等、直営方式に不足する要素をうまく活用し、さらには、これまでの本市が培ってきた知識・経験の継続や、公共性に十分に配慮したうえで、（仮称）當麻複合施設の新たな管理運営手法として、「指定管理者制度」を導入することについて、導入コスト等を含めた検証作業を行うことが有効だと考えます。

令和 5（2023）年 10 月には、（仮称）當麻複合施設設計業務への着手を予定しており、設計者との連携・調整を行いながら、施設内の各機能を相互に有機的につなぐ、一体的な管理・運営のあり方について検討を深め、「管理・運営計画」を取りまとめることが必要です。

今後は、さらなる事例調査、利用者への意見聴取、事業者へのヒアリング等を踏まえ、前述の仮説を検証していくと共に、（仮称）當麻複合施設を中心とした地域活動が循環し、継続していくものとなるよう、市民協働の仕組みづくり等について検討を進めてまいります。

Ⅰ 「葛城市當麻複合施設整備基本計画」 （抜粋）

第4章 施設のイメージ像・整備方針

Ⅰ 新しい複合施設が目指すあり方

新しい複合施設では、地域子どもたちや街の大人たちがともに使いやすく、身近に感じられ、ゆっくり時間が過ごせる場所が求められています。また、従来の機能に加え、新しい付加価値が求められていると同時に、ただ単に詰め込んで制約を設けることは求められていません。これらをひとつの施設に共存させるには、つながり合うこと、混ざり合こと、許容することが重要です。

- 1 気がつけば愉しんでいた、そんな場所と空間を作ります。
- 2 時間の流れの遅い場所でもあります。
- 3 空間の新陳代謝を高めます。
- 4 場と空間に余白を与えます。
- 5 本が、あらゆる人や場所との結節点になります。
- 6 本の新陳代謝を高め、差し出し方を整えます。

2 整備方針

施設全体（偶然の出会いや発見（セレンディピティ））

様々な人々がお互いに特別に区別されることなく、気軽に心地よく滞在できるひらかれた場所であることに加え、例えば、調理室の傍に創作意欲を刺激する本が並んだり、市役所の手続きの合間に図書館を覗けたり、ひとつの複合施設に備わる複数の要素が混ざり合い、結びつくような、地域の人と活動を支える場所を目指します。

ホール（交差点となるひろば）

ニーズ分析に合わせた使いやすい規模への縮小を想定していますが、ただ小さくするというのではなく、収納式の座席で広く自由な空間を確保することや、隣り合わせる部屋と共存できる音環境を工夫する等、多目的な活用を想定した設えを準備します。また、間仕切りを工夫し様々なパターンで利用できるようにすることで、多くの人に、同時に利用していただけるような工夫を行います。

例えば、ピアノの発表会に来館者がギャラリー参加できたり、図書館と隣り合わせた空間で著者のトークイベントが開かれたり、自由な発想でみなさまの活動が交差する、小さくて大きい、ひろばのような空間づくりを目指します。

生涯学習（活動の継続と共有の場）

これまで継続されてきた生涯学習活動は、地域の財産とも言える貴重な場となっています。新しい複合施設では、これらの活動が引き続き継続しやすく、加えて、より広く共有できることや、新たに参加しやすくすることに重点を置き、活動の見

える化とニーズに合わせた可変性に工夫を凝らします。

クラブ活動を継続してこられた団体のみなさまには、これまでの学びの成果や蓄積を、場を共有する次世代の子どもたちに伝え、参加のきっかけをつくることに、是非一緒に協力していただきたいと考えています。

素晴らしい作品に触れたときの感動や、子どもの頃のように創作に熱中する感覚が、自然と共有できる場所にしたいと思います。

図書館

未来を担う子どもたちが、図書館を入り口として自分たちの可能性を広げられるよう、自然と本に手が伸びる、結節点を提供します。

小さな子どもたちへは、少し体を動かしたり、物陰に隠れたり、フィジカル（身体的）に訴えかける遊びの要素と図書館が融合し、読書を体感・発見できるような仕掛けを用意します。成長した子どもたちや大人たちへは、自分たちの未来やまだ見ぬ世界へとつながるような、心が動く本の差し出し方や、心地よく、普段とは異なる時間の流れが感じられる読書環境を工夫します。

ただ多くの本を詰め込むのではなく、取捨選択することで新陳代謝を促し、より本が手に届きやすくします。

2 「葛城市當麻複合施設整備基本計画」 （抜粋）

第6章 管理・運営の考え方

再編整備後の事業・サービスの考え方を次のとおり整理します。引き続き関連施策等と連携しながら、事業・サービスの内容や効率的・効果的な提供手法について検討を進めていきます。

1 従来の管理・運営の継続

これまで各施設で実施している事業・サービスの継続を基本とします。

加えて、より多くの市民にとって活用しやすい施設となるよう、これまでにない管理・運営導入の可否についても検討します。

2 複合化を活かした管理・運営の推進

賑わいやつながり、地域への愛着を生み出すサービスの充実や、施設をスムーズに利用できる事業・サービスの提供等により、同一建物内に設置されていることのメリットを活かした事業・サービスを推進します。

3 幅広い利用者層に対応した管理・運営の推進

地域特性を踏まえ、これまでの施設の利用者に加え、子どもたちや子育て世代等の幅広い利用者層に対応した事業・サービスを推進します。

4 ICTを活用した事業・サービスの推進

利用者が容易に欲しい情報へのアクセスや外部との連携・交流等ができるようICTを活用した事業・サービスを推進します。

5 管理運営方針の基本的な考え方

管理運営方針について、施設の設置目的、位置づけ及び課題を踏まえつつ、行政責任の確保に留意するとともに、利用者である市民へのサービス向上と効率的な管理運営のあり方を総合的に検討し、直営による管理か、指定管理者制度による管理等について判断します。

多様化する市民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、民間のノウハウの活用により、直営で管理するよりも、市民が享受する公共施設利用にかかるサービスの更なる向上や施設の管理運営コストの削減が達成できると判断した場合は、指定管理者制度へ移行することが効果的であると考えます。

3 當麻文化会館・當麻図書館の管理・運営における課題抽出 (施設担当者よりヒアリング)

生涯学習事業を含む社会教育全般について、現状の文化会館・中央公民館・図書館には、それぞれ運営に最低限必要と考えられる行政職員を配置するのみで、施設運営・サービス提供の大部分を会計年度任用職員が担っており、施策の実行性について課題がある。
司書の知識と経験を持つ職員も数年毎に人事異動があり、図書館業務に精通した人材が定着しない状態となっている。
正職員が休暇を取得した場合、会計年度任用職員のみで業務を行っている。責任者となる正職員が不在であるため、緊急に判断を要する問題が発生した場合の対処が難しく、特に教育委員会等が閉庁している土日祝は、利用者の安全確保にも不安がある。
会計年度任用職員も正職員と同じ休暇日数を取得できるようになり、全職員が勤務する日はほとんど無く、情報の共有に課題がある。また、人員不足が様々なサービスの実施に影響を及ぼし、新たな事業やサービスの提供が難しい。
市民に充実した学ぶ機会を提供するためには、多様な事業の実施が必要となるが、自主事業は限定的なテーマになる傾向がある。
日常的に施設の状態（建築的な健全性）を把握し、迅速な対応により状態の悪化を防止するためには、専門的知識を持った人材により、施設管理をする必要がある。
當麻図書館では、本が本棚に並びきらず、2階書庫や館外書庫に分散して保存しているため、利用者の目に触れないことで貸出の機会を逃している。本来であれば、たっぷりとしたスペースで、取りやすい、見やすい、選びやすい場を提供したい。
當麻図書館では、資料の種類及び利用者の年齢層に偏りがみられる。（小学生までのお子様連れか 65 歳以上が多く、その他が少ない）中高生の利用が少ない。